

○ 長期加入者顕彰事業実施要領

1 趣 旨

公益財団法人神奈川県福利協会福利厚生事業実施規程第 10 条第 1 項第 2 号を受けて、神奈川県福利協会加入者で一定の加入期間を経過した加入者に対し、記念品を贈呈し、労をねぎらうことを目的とする。

2 対 象 者

(1)毎年 4 月 1 日の基準日に在籍する加入者のうち、加入期間 30 年、40 年、50 年を迎えた者。(3 月 31 日退職者も対象となる。)

(2)年度の中で、加入期間 30 年、40 年、50 年を迎えた加入者が退職したとき。

3 期間の計算

月単位で合計した期間とする。(中断があった場合はその期間を除く。)

4 記 念 品

20,000 円相当の記念品とする。

5 贈呈の時期

2 の(1)については毎年 6 月中とし、2 の(2)については退職後とする。

6 記念品の送付

記念品は対象者該当施設等に送付し、共済契約者等を経由して渡すものとする。

7 受 領 書

記念品を受領した対象者は、すみやかに受領書を当会に提出するものとする。